（登録の取消し）

第十条　経済産業大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一　第六条第一号又は第二号に該当するに至ったとき。

二　第八条第一項の規定に違反したとき。

三　不正の手段により第四条の登録を受けたとき。

四　前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2　経済産業大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該登録を取り消された者に通知しなければならない。

（公表）

第十一条　経済産業大臣は、第四条の登録をしたとき又は登録法人から第八条第一項の規定による変更の届出（第五条第一項第一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、登録法人に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一　名称、住所及びその代表者の氏名

二　登録をした年月日

三　登録を取り消した年月日

3　前二項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が、この告示による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令及び特定技能雇用契約に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準第三条第一号に規定する協議会の構成員である場合における当該本邦の公私の機関に係る基準については、同条の規定は、この告示の施行の日以後初めてこの告示による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（以下この条において「新告示」という。）第四条の規定により経済産業大臣が登録をした日から起算して六月を経過した日の前日までの間は、なおその効力を有する。

2　前項の場合には、新告示第三条の規定は、適用しない。

（新設）

（新設）

その他告示

○消防庁告示第三号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第五項に規定する登録表示者として左記の者を登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

令和七年五月二十六日

消防庁長官　池田　達雄

記

AE—㉒—1325　サンビック株式会社
C—⑬—7133　株式会社タマサービス
C—⑧—7134　株式会社ユーゴー
E—⑬—47967　飛鳥企画株式会社
E—㉑—47968　株式会社マツダ装飾
E—㊷—47971　川辺　勝也
E—㉒—47948　保坂内装株式会社
E—㊵—47969　株式会社Ｌｅａｄ
E—㊵—47970　株式会社ハルトコーポレーション
E—㉓—47974　株式会社ジェイアイテック
E—㉓—47976　峰松　卓吾
E—㉓—47977　株式会社ファムファースト
E—㉗—47978　西本商事株式会社
E—㉗—47979　前川　佳史
E—⑧—47966　株式会社森久
E—①—47975　小川　富子
E—㉝—47982　花谷　健次
E—⑪—47972　株式会社アーキテクノ
E—㉓—47983　有限会社広栄
E—㉑—47984　奥田　泰成
E—㉓—47981　株式会社みしまくろす
E—⑧—47985　有限会社栗原畳工業
E—①—47990　伊勢　一幸
E—⑬—47973　田所　敏幸
E—⑪—47987　株式会社ミヤタ創建
E—⑳—47988　杉本　秀明
E—㉝—48002　株式会社道夢建装
E—⑫—47994　株式会社キムラ
E—㉗—47996　進藤　誠
E—㉓—48004　株式会社安江建装
E—⑬—47980　株式会社ライズテック
E—①—47991　株式会社匠建
E—㉓—47995　喜多　保夫
E—①—48012　加藤　祐司
E—⑬—47986　株式会社グローバルＪ＆Ｋ
E—①—47989　株式会社細田総業
E—㉝—48001　橋本　靖明
E—⑭—47992　小泉　芳洋
E—㊳—48003　伊藤　修久
E—㉚—47998　上畑　彰彦
E—⑳—48008　花村　俊
E—㉘—47997　株式会社富士装飾工業
E—㊵—47999　株式会社彩葉
E—㊵—48000　株式会社ハタヤマ内装表具
E—⑫—48007　立倉　竜次
E—㊸—48013　江藤　将司
E—⑬—47993　福田　昭一
E—㉗—48020　嶋津　和司
E—⑭—48009　株式会社ＳＥＩＫＥＮ
E—①—48011　三浦　彰博
E—⑫—48016　株式会社大七住建
E—㊲—48018　小笠原英哲
E—㉘—48021　有限会社武内縫製
E—㉓—48005　株式会社カジハラ
E—①—48028　有限会社小林畳内装店
E—㉓—48025　株式会社マルシゲ商店
E—①—48030　目黒　武
E—⑬—48010　株式会社品川建設
E—㊴—48019　岡村　拓郎
E—①—48024　合同会社インテリアＨＡＲＵ
E—⑬—48015　中村　忍
E—㉚—48032　坂口　誠治
E—㊼—48014　大内　達也
E—㊵—48027　株式会社ワトソン
E—⑩—48022　有限会社ツツミ